

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（仮称）

論点整理

1 再生可能エネルギーを巡る情勢

- ・ 再生可能エネルギーの普及・導入拡大について今後の情勢（プラス要因・マイナス要因）をどう捉えるか。
- ・ 固定価格買取制度の見直し、電力システム改革（電力小売全面自由化）、規制緩和、技術革新などの影響はどうか。今後、導入を加速化するためには何が必要か。

2 条例の内容・構成

- ・ 条例で何を規定するか。条例の構成をどうするか。
- ・ 以下に掲げる各項目の案について追加したり、修正・削除すべき項目はあるか。

(1) 条例の目的

条例の目的をどのように規定するか。条例に前文を入れ理念を整理するか。

- ・ 原発に依存しない社会
- ・ 条例が目指すエネルギー社会像
（持続可能性・安心安全・環境性・経済性・次世代継承など）
- ・ エネルギー需給の安定・省エネ
- ・ 府民福祉の向上と府域経済の発展（真の豊かさ・地域振興など）

(2) 定義

「再エネ」の範囲、「導入等」の意義などをどのように規定するか。

(3) 基本方針

府（市町村）、府民、事業者など様々な主体が、共通の課題認識をもって、同じベクトルで、それぞれの立場から取組を進めていくため、共有すべき目標や基本方針についてどのように規定するか。

(4) 府の責務

(5) 府民の役割

(6) 事業者の役割

府（行政）、府民、地域、NPO、企業、大学など様々な主体が再生可能エネルギーの導入等に向けて責務や役割をどのように規定するか。

(7) 基本となる施策

府の事務・事業・施設等における再エネの導入策及び府民や事業者による再エネの導入等に対する支援策のうち今後の施策展開の柱（土台）となる基本施策や制度をどのように規定するか。（推進計画（プラン）策定、府民・事業者への義務づけ制度など）

（※地球温暖化対策条例における再エネ関連規定との適用関係にも留意）

(8) 関連産業の振興及び研究開発の促進

再エネ関連産業の振興や研究開発の促進についての基本的な考え方や展開方向についてどのように規定するか。

(9) 普及啓発・環境学習の推進

再エネ関連の普及啓発・環境学習についての基本的な考え方や展開方向についてどのように規定するか。

(10) 実施状況の公表

実施状況について、どのような情報を、どのような方法で、どのような時期に公表することを規定するか。